

地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：栃木県

1 地域活性化総合特別区域の名称

栃木再生可能エネルギービジネスモデル創造特区

2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 総合特区の目指す目標

再生可能エネルギー、企業、人材、資金等の地域資源を活用した先駆的ビジネスモデルによる小水力発電事業を実施し、地域活性化を目指す。

② 評価指標及び数値目標

評価指標(1)：農業用水を活用した小水力発電事業による発電総出力、年間電力量

数値目標(1)：整備する小水力発電施設の出力合計

0kW (H24年10月現在) → 1,000kW (H29年)

発電量

0kW (H24年10月現在) → 700万kWh/年 (H30年)

評価指標(2)：小水力発電施設の製造、設置やメンテナンスに関わる県内企業の売上増加額

数値目標(2)：小水力発電施設の製造、設置やメンテナンス

0円 (H24年10月現在) → 17百万円 (H30年)

評価指標(3)：小水力発電事業の推進

数値目標(3)：小水力発電事業実施に必要な取組数

0 (H24年10月現在) → 47 (H30年)

3 特定地域活性化事業の名称

再生可能エネルギー、企業、人材、資金等の地域資源を活用した先駆的ビジネスモデルによる小水力発電事業を実施し、地域活性化を目指すため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、地域資源を活用した小水力発電事業の推進や中小企業技術の有効活用に係る取組を行っていく。

① 地域活性化に向けた先駆的ビジネスモデルによる小水力発電事業（規制の特例措置（特定水力発電事業）、別紙2-1）

② 地域活性化に向けた先駆的ビジネスモデルによる小水力発電事業（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4）

4 その他地域活性化総合特別区域における地域の活性化のために必要な事項

i) 一般地域活性化事業について

総合特区の目指す目標を達成するため、特定地域活性化総合特区事業とも連携しながら、以下の取組を行っていく。

- ①地域活性化に向けた先駆的ビジネスモデルによる小水力発電事業（小水力等農村地域資源利活用促進事業、別紙２－３）
- ②地域活性化に向けた先駆的ビジネスモデルによる小水力発電事業（小水力発電導入促進モデル事業、別紙２－３）

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置（別紙２－８）

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

①水利権協議の簡素化（包括的な水利権取得）

特区指定地域内の農業用水路に多数の小水力発電施設を設置する事業で、かんがい水利権に完全従属する場合については、同一水系や同一水路、近傍水路であれば、包括的な水利権取得を可能とするという提案について、国土交通省との協議において、複数の発電所であっても、使用水量や発電能力が明確で、従属発電が明らかである場合には、複数の従属発電を1本の水利使用で許可することは可能な場合があるとの見解が示された。

（栃木県内の事例：那須野ヶ原用水ウォーターパーク等）

②主任技術者兼任要件の緩和

農業用水路における1施設当たり出力十～数十kWの小水力発電を一定のエリア内に多数設置する場合には、水路設置工事における監督時に、検査を受け、保安体制のチェック等が十分であれば、兼任要件や雇用形態を緩和し、従来よりも少ない技術者の配置での管理を可能とするという提案について、経済産業省との協議において、次の制度を組み合わせることにより、指定自治体が求めるより少ない技術者での保安が可能となるとの見解が示された。

(1) ダムを伴わない、出力が200kW未満及び最大使用水量が毎秒1立方メートル未満等の一定の条件を満たす水力発電については、主任技術者の選任を要しない。

(2) (1)の条件に満たない設備については、経済産業大臣の承認により、2以上の事業場又は設備の主任技術者を兼ねさせることができる。その承認については、「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」により、主に(i)(ii)の要件を満たせば可能である。

(i) 兼任させようとする者が、第1種ダム水路主任技術者免状又は第2種ダム水路主任技術者免状の交付を受けていること。

(ii) 兼任させようとする水力発電所が、既に選任されているものと同一水系又は近傍水系にあること。

(3) 平成24年3月の内規改正により、ダム水路主任技術者の外部委託が可能となり、派遣労働者等から選任したダム水路主任技術者の兼任も可能となった。

(4) 経済産業大臣許可のもと、主任技術者免許状の交付を受けていない者を主任技術者として選任できる。その許可については、「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」により、(i)(ii)の要件を満たせば可能である。

- (i) 選任しようとする水力発電所の出力が 500kW 未満であること。
- (ii) 選任しようとする者が、高等学校又はこれと同等以上の教育施設において土木工学の課程を修めて卒業した者等であること。

③ダム水路主任技術者の選任等の緩和

ダム水路主任技術者の外部委託を可能とするという提案について、経済産業省との協議において、平成 24 年 3 月の内規改正により、ダム水路主任技術者の外部委託が可能となり、派遣労働者等から選任したダム水路主任技術者の兼任も可能となった。また、経済産業大臣許可のもと、主任技術者免許状の交付を受けていない者を主任技術者として選任できることが明らかとなった。

別紙2-1 <規制の特例措置（特定水力発電事業）>【1/1】

1 特定地域活性化事業の名称

地域活性化に向けた先駆的ビジネスモデルによる小水力発電事業
(規制の特例措置（特定水力発電事業）)

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社スマートエナジー 東京都港区西新橋 1-4-9

3 特定地域活性化事業の内容

① 事業概要

地域活性化に向けた先駆的ビジネスモデルによる小水力発電事業の実施に当たり、小水力発電施設を2基設置し、実証試験を実施する。

発電施設設置の際に水利使用許可申請を行うが、規制の特例措置を活用して手続きの簡素化を行う。活用する規制の特例措置の内容は以下の通りである。

- ・国土交通大臣は、一級河川の特定水力発電事業に係る水利使用に関し河川法第23条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第35条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する関係行政機関の長に協議することを要しない。
- ・国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第23条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、同法第36条第1項から第4項までの規定にかかわらず、法第42条に規定する地域協議会を構成する都道府県知事又は市町村長の意見を聴くことを要しない。
- ・河川管理者は、水利使用に関する河川法第23条等の許可の申請に係る標準処理期間を定めるときは、特定発電水利使用に係る標準処理期間について、他の水利使用に係る標準処理期間に比して相当程度短い期間を定めるものとする。

② 事業に関与する主体

株式会社スマートエナジー
シーベルインターナショナル株式会社
中川水力株式会社

③ 事業が行われる区域

栃木県那須塩原市東原地内

④ 事業の実施期間

平成25年1月～平成26年3月

⑤ 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

小規模な小水力発電施設を県内全域に普及させるための実証事業として農業用水路を利用した既製の小水力発電設備を設置し、年間を通じた発電効率等の調査を行うことを目的とする。

整備施設① 横軸クロスフロー水車 3.1kW

整備施設② 垂直2軸型クロスフロー水車 4.4kW

⑥ その他

規制の特例措置（特定水力発電事業）に加え、経済産業省の小水力発電導入促進モデル事業を活用する。

4 当該特別の措置の内容

「地域活性化に向けた先駆的ビジネスモデルによる小水力発電事業」で使用する発電用水は、既に河川法第23条の水利使用許可を受けているかんがい用水に完全従属するものである。また、「栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区推進協議会」には国土交通省及び水利施設を所有している那須野ヶ原土地改良区連合が構成団体となっていることから、当該発電事業において、治水上、利水上及び河川環境上支障がなく、河川行政の運用に影響が生じないことを確認することが可能である。

また、水利使用の許可を受けているかんがい用水の水力エネルギーを有効に活用するものであり、水量の減少もないことから、水利使用に与える影響はほとんど無いと考えられる。

以上のことから、「地域活性化に向けた先駆的ビジネスモデルによる小水力発電事業」で実施する小水力発電は、総合特別区域基本方針別表2の同意の要件を満たしていると考えられる。

計画の認定に必要な記載事項等（総合特区計画認定申請の手引きによる）

【特定水利使用計画の記載事項】

1. 水系及び河川の名称

那珂川水系那珂川

2. 発電の目的及び電力の用途

- ・小規模な小水力（10kW程度）を県内全域に普及させるための実証事業として農業用水路を利用した既製の小水力発電設備を設置し、年間を通じた発電効率等の調査を行うことを目的とする。
- ・自家消費し余りは電力会社へ売電する。

3. 最大取水量、最大使用水量及び常時使用水量、最大有効落差及び常時有効落差、最大理論水力及び常時理論水力並びに最大出力及び常時出力

最大取水量：8.64 m³/s

最大使用水量：K2発電所 0.52 m³/s K5発電所 0.73 m³/s

常時使用水量：K2発電所 0.08 m³/s K5発電所 0.14 m³/s

最大有効落差：K2発電所 0.96 m K5発電所 1.00 m

常時有効落差：K2発電所 0.99 m K5発電所 1.00 m

最大理論水力：K2発電所 4.89 kW K5発電所 7.15 kW

常時理論水力：K2発電所 0.77 kW K5発電所 1.37 kW

最大出力：K2発電所 3.10 kW K5発電所 2.50 kW

常時出力：K2発電所 0.43 kW K5発電所 0.48 kW

4. 発電施設の位置及び構造

位置：栃木県那須塩原市東原地先

構造：K2発電所 水車形式：横軸クロスフロー水車

直径 630mm 高さ 1070mm

発電機：3.1kW×1基

K5発電所 水車形式：水力2軸型クロスフロー水車

直径 600mm 高さ600mm

発電機：2.2kW×2基

5. 水利使用の期間

許可の日～平成26年3月31日

6. 工期

平成25年1月5日～平成25年2月28日

【特定水力発電事業が利用する流水に係る水利使用の内容に関する記載事項】

1. 水系及び河川の名称
那珂川水系那珂川
2. 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）
農林水産大臣
3. 水利使用の目的
かんがい
4. 許可水量
8.64m³/s
5. 許可期間
平成24年11月7日～平成32年3月31日
6. 取水口又は注水口の位置
栃木県那須塩原市西岩崎 230 番地先
7. 許可に条件が付されている場合にあっては、当該条件
別添「水利使用規則」のとおり

【計画に添付すべき書類等】

1. 使用水量の算出の根拠とした図書
・別紙1のとおり
2. 河川区域（河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する河川区域をいう。以下同じ。）内の土地において工作物の新築又は改築をする場合にあっては、河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第11条第2項第1号二に掲げる事項を記載した図書。
・該当無し
3. 工作物の工事計画書の概要を記載した図書（河川区域内の土地において工作物の新築又は改築をする場合にあっては、河川法施行規則第11条第2項第2号の表法第44条第1項のダム以外の工作物の新築又は改築に関する工事計画の項に掲げる図書）
・別紙2-1～2-5のとおり
4. その他参考となるべき事項を記載した図書
・水利使用規則（従属元）
5. 地域協議会の概要（構成員、協議の内容、都道府県知事又は指定都市の長の意見）
・別紙3のとおり

別紙 2 - 3 小水力等農村地域資源利活用促進事業【1 / 2】

1 一般地域活性化事業の名称

地域活性化に向けた先駆的ビジネスモデルによる小水力発電事業
(小水力等農村地域資源利活用促進事業)

2 一般地域活性化事業の内容

① 事業概要

地域活性化に向けた先駆的ビジネスモデルによる小水力発電事業の実施に向けては、小水力発電施設設置に適した100ヶ所程度の地点を選定することから適地調査を行う。

② 支援措置の内容

農林水産省の「小水力等農村地域資源利活用促進事業」を活用し、総合特別区域の指定された区域内の農業用水路において現地調査を行い、地点ごとの想定発電量を算出することにより、小水力発電の適地を選定する。

③ 事業実施主体

栃木県

④ 事業が行われる区域

栃木県那須塩原市、宇都宮市、塩谷町内

⑤ 事業の実施期間

平成 24 年 8 月～平成 25 年 3 月

別紙 2-3 小水力発電導入促進モデル事業【2/2】

1 一般地域活性化事業の名称

地域活性化に向けた先駆的ビジネスモデルによる小水力発電事業
(小水力発電導入促進モデル事業)

2 一般地域活性化事業の内容

① 事業概要

地域活性化に向けた先駆的ビジネスモデルによる小水力発電事業の実施に向けては、採用する小水力発電施設の特徴を確認した上で、100ヶ所程度となる設置場所に合った施設を選定する必要があることから小水力発電施設の実証試験を行う。

発電施設設置の際に水利使用許可申請を行うが、規制の特例措置を活用して手続きの簡素化を行う。活用する規制の特例措置の内容は以下の通りである。

- ・国土交通大臣は、一級河川の特定水力発電事業に係る水利使用に関し河川法第 23 条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する関係行政機関の長に協議することを要しない。
- ・国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第 23 条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、同法第 36 条第 1 項から第 4 項までの規定にかかわらず、法第 42 条に規定する地域協議会を構成する都道府県知事又は市町村長の意見を聴くことを要しない。
- ・河川管理者は、水利使用に関する河川法第 23 条等の許可の申請に係る標準処理期間を定めるときは、特定発電水利使用に係る標準処理期間について、他の水利使用に係る標準処理期間に比して相当程度短い期間を定めるものとする。

② 支援措置の内容

経済産業省資源エネルギー庁の「小水力発電導入促進モデル事業」を活用し、①低落差での小水力発電技術の可能性評価②遠隔監視システムの導入による、オペレーション及びメンテナンスコスト削減効果の評価を行い、採算性の向上を図る。

③ 事業実施主体

株式会社スマートエナジー

シーベルインターナショナル株式会社

株式会社中川水力

④ 事業が行われる区域

栃木県那須塩原市東原地内

⑤ 事業の実施期間

平成 25 年 3 月～平成 26 年 2 月

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【1 / 1】

1 特定地域活性化事業の名称

地域活性化に向けた先駆的ビジネスモデルによる小水力発電事業（地域活性化総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社足利銀行

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において、先駆的ビジネスモデルによる小水力発電の取組に対し、必要な資金を貸し付ける事業を行う。

先駆的ビジネスモデルによる小水力発電の取組とは、豊富な流量があり、発電に適した落差工を多数有する総合特区内の農業用水路において、新技術である十～数十 kW 程度の低落差型小水力発電施設を規格化し、多面的に設置する小水力発電事業である。また、この取組の実施に当たっては、地元中小企業の優秀な技術を持つ人材・地元資金を活用していくことで、地域活性化につなげていく。

以上については、当該総合特区の政策課題である「①地域資源を活用した小水力発電事業の推進」及び「②中小企業技術の有効活用」並びに、それぞれの解決策である「①小水力発電事業の面的な実施や金融市場の活用」及び「②小水力発電施設製造企業との連携による県内中小企業を活用した発電施設の製造、設置、メンテナンスの実施」等とも整合している。

b) 施行規則第 6 条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第 2 に掲げる対象事業項目）

第 3 号 地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業

別紙 2-8 <地域において講ずる措置>

1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ・ものづくり企業技術力強化事業（ものづくり技術強化補助金）
- ・かんがい用水に完全従属する小水力発電に係る流水占用料の減免の検討

2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

- ・発電、水道、かんがい用として造成した水利施設の他目的使用料の減免の検討

3. 地方公共団体等における体制の強化

- ・とちぎ環境立県推進本部（H21年4月設置／構成14組織）

⇒本県における温暖化防止等の環境対策を総合的かつ効果的に推進している。

- ・とちぎ環境立県戦略推進プロジェクトチーム（H22年3月設置／構成8組織）

⇒県内企業から幅広い角度からの提言を受け、環境立県戦略のリーディングプロジェクトを推進する。

※とちぎ環境立県戦略

自然、県民、産業の力を合わせ、「地球と人にやさしい“エコとちぎ”」づくりを進めるため、8プラス1のリーディングプロジェクトからなる。リーディングプロジェクトの一つに「とちぎの水・バイオマス」活用プロジェクトがあり、小水力発電を推進している。

- ・とちぎ電気自動車等普及促進協議会（H23年6月設置／構成41組織）

⇒とちぎ環境立県戦略、EV・PHVタウン構想の推進等を図る。

※EV・PHVタウン構想

本県は経済産業省から平成22年12月にEV・PHVタウンに選定されており、タウン構想に基づきEVの普及を推進している。構想の中に小水力発電からの電力供給が盛り込まれており、小水力発電の普及策を検討している。

- ・栃木県スマートビレッジモデル研究会（H23年6月設置／構成23組織）

⇒農村地域に豊富な小水力を始めとした再生可能エネルギーの農業利用等の検討を行っていく。また、とちぎ電気自動車等普及促進協議会の下部組織であり、EV・PHVタウン構想のうち小水力発電からのEVへの電力供給を検討しており、それらの成果を総合特区の事業に活かしていく。

- ・地域経済活性化研究会（H21年12月設置／構成3組織）

⇒地域協議会の構成メンバーである県、野村グループ、足利銀行が「食と農」「環境」「観光」の3分野を軸に地域活性化策を検討している。

4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- ・環境関連企業・団体からなる「とちぎ環境産業振興協議会」において、新エネルギー関連分野における研究開発を推進するため、「新エネルギー関連技術研究部会」を平成23年度に設置した。平成24年度からは同部会の下に「中小水力発電研究会」を設置し、当該分野における企業の新品・新技術開発を支援している。「新エネルギー関連技術研究部会」及び「中小水力発電研究会」では、平成23～24年度に中小水力発電に関する話題提供等を計4回行っている。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

主体が既に特定されている場合

対象事業名	《地域活性化に向けた先駆的ビジネスモデルによる小水力発電事業》 別紙2-1 関係
名称	株式会社スマートエナジー
住所	〒105-0003 東京都港区新橋 1-4-9 田村町会館ビルディング 3 階 TEL : 03-3581-9060
概要	設 立 : 平成 19 年 4 月 24 日 業 種 : コンサルティング業 代表取締役 : 大串 卓矢 業務概要 : 1 地球温暖化防止に関する技術の研究、開発、及びコンサルティング 2 二酸化炭素排出権の売買、取引、運用及びそれらの仲介 3 太陽光、水力等の再生可能エネルギー電気の販売 4 環境ファンドへの出資の募集、その運営 5 第二種金融商品取引業 6 税務・会計に関する業務 7 損害保険代理業

別添6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区推進協議会
地域協議会の設置日	平成 23 年 7 月 8 日
地域協議会の構成員	<p>栃木県</p> <p>野村証券株式会社宇都宮支店</p> <p>野村アグリプランニング&アドバイザー株式会社</p> <p>株式会社スマートエナジー</p> <p>那須野ヶ原土地改良区連合</p> <p>鬼怒川中部土地改良区連合</p> <p>鬼怒中央土地改良区連合</p> <p>那須塩原市</p> <p>塩谷町</p> <p>宇都宮市</p> <p>財団法人栃木県経済同友会</p> <p>株式会社足利銀行</p> <p>国土交通省関東地方整備局</p> <p>東京電力株式会社栃木支店</p>
協議を行った日	<p>(第 1 回)</p> <p>平成 24 年 10 月 26 日 協議会を開催</p> <p>(第 2 回)</p> <p>平成 25 年 5 月 16 日 電磁的方法で協議</p>
協議会の意見の概要	<p>(第 1 回)</p> <p>①河川法 38 条に関する規制の特例措置は活用しないのか。</p> <p>②今回の計画申請と河川協議の段階で内容（使用水量、出力等）の変更はあるのか。</p> <p>③実証事業で設置する発電施設と発生した電力の取扱いはどうなるのか。</p> <p>④計画に添付する書類等（3. 工作物の工事計画書の概要を記載した図書（河川区域内の土地において工作物の新築又は改築をする場合にあつては、河川法施行規則第 11 条第 2 項第 2 号の表法第 4 条第 1 項のダム以外の工作物の新築又は改築に関する工事計画の項に掲げる図書）は「該当しない」となっているが、「該当する」のではないか。</p> <p>(第 2 回)</p> <p>①「別紙 2-8<地域において講ずる措置>4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置」の中小水力発電研究会の開催回数は現在 4 回となってい</p>

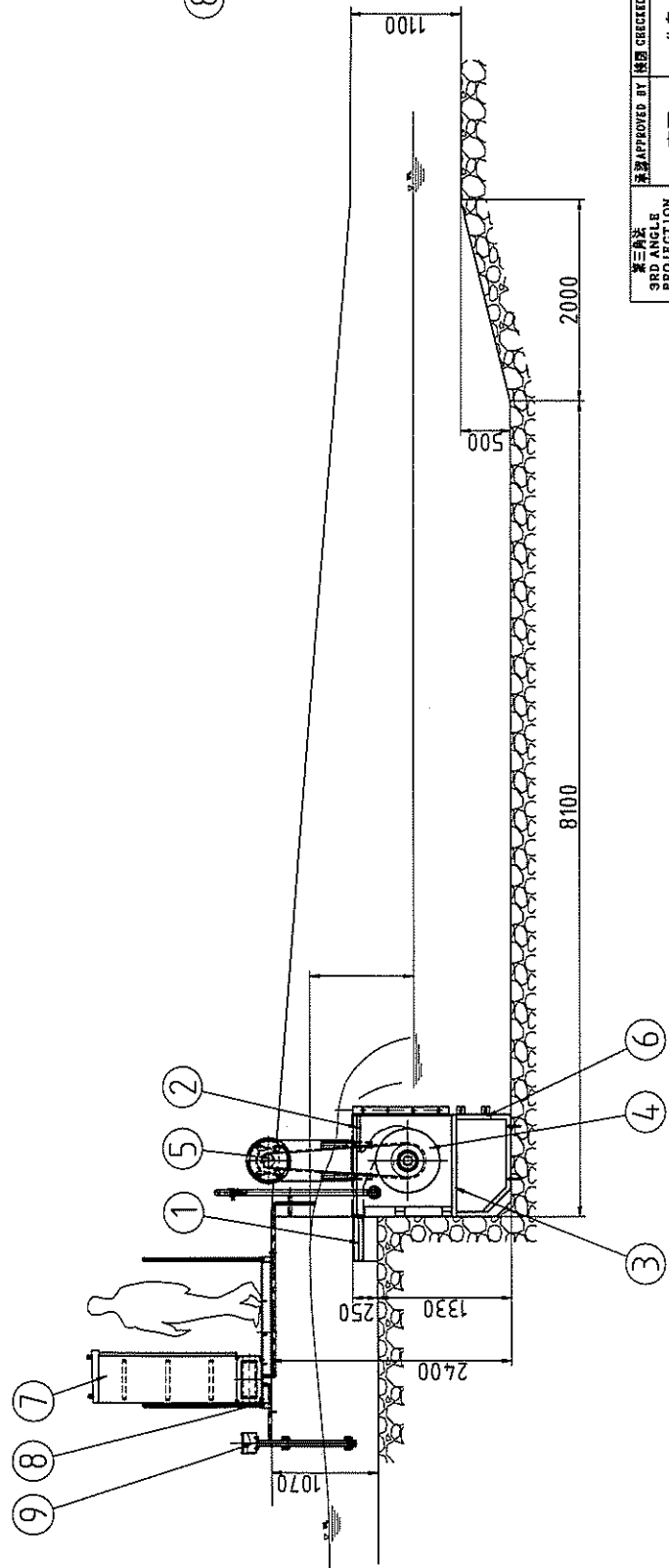
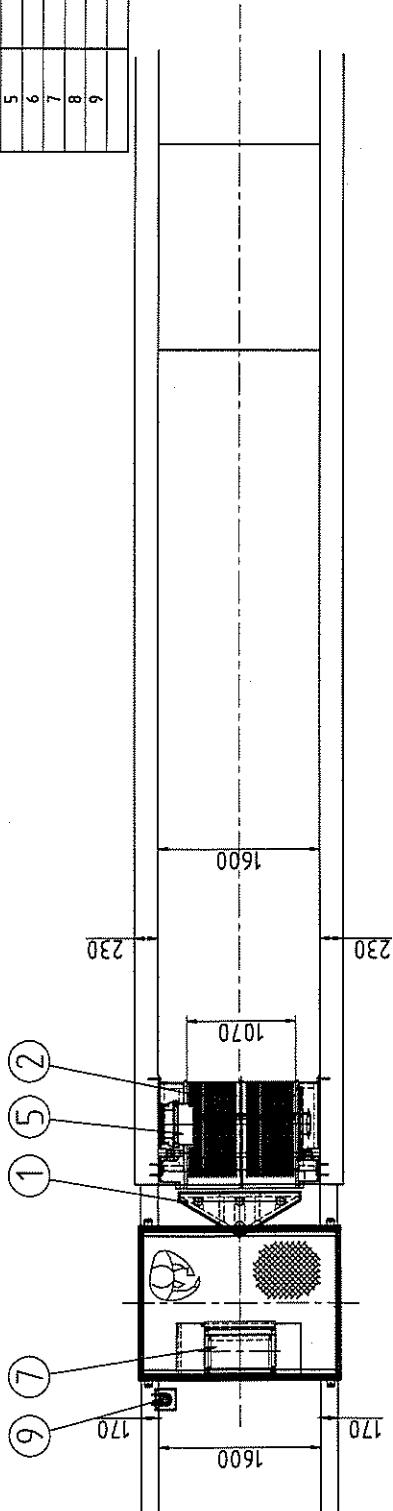
	る。
意見に対する対応	<p>(第1回)</p> <p>①河川法 38 条の特例措置は活用せず、従属元の水利使用許可者からは通常の同意を得る予定である。</p> <p>②変更はない予定であるが、詳細を検討した結果、修正が必要となった場合は特区計画の変更を行う。</p> <p>③補助事業の要領上、4 年間で資産処分制限期間である。また、その間は固定価格買取制度の適用も受けられないため、相対での売電契約となる。</p> <p>④該当するため必要書類を添付することとする。</p> <p>(第2回)</p> <p>①「別紙 2-8<地域において講ずる措置>4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置」も現状を踏まえた内容に変更する。</p>

別紙 1

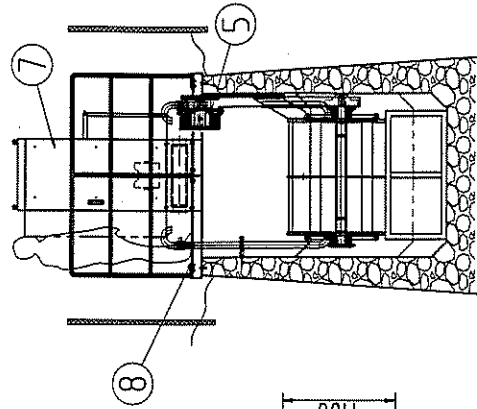
別紙 1 については、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことから、非公表といたします。

部 番	部 品 名	取 量	材 質	備 考
1	石段字台座	1		
2	スクリーン	2		
3	水車本体 (ケーシング)	1		
4	ランナー (内部)	1		
5	発電機	1		
6	集粉	1		
7	制御盤	1		
8	プラットフォーム	1		
9	水位計	1		

水車仕様
 形式 : クロスフロー水車
 有効落差 : 0.98m [用水時流量1.4m³/s時]
 水車使用流量 : 0.52m³/s
 水車最大出力 : 3.1kW
 発電機仕様
 形式 : 永久磁石型同軸発電機
 発電機容量 : 3.1kW
 発電機出力 : 3.1kW



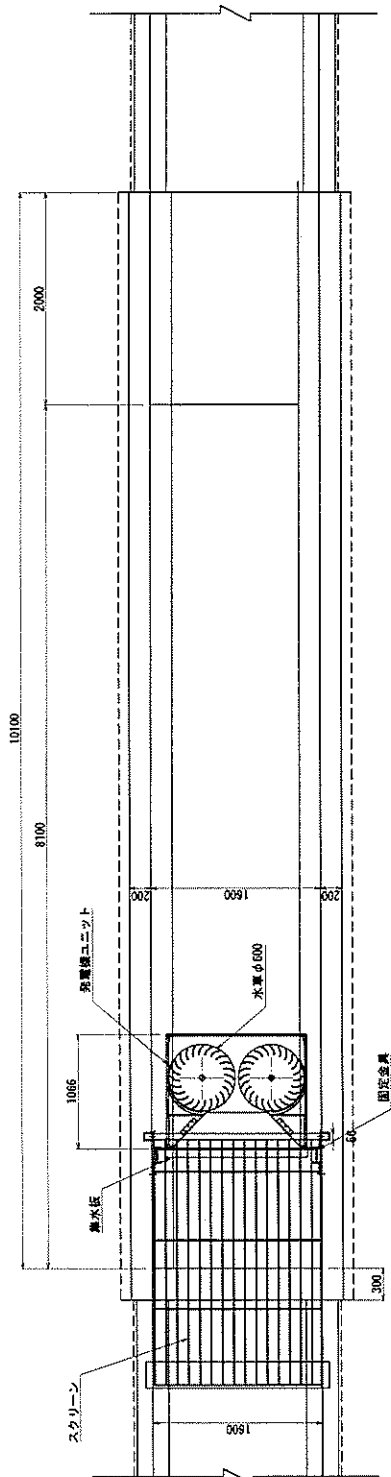
落差断面



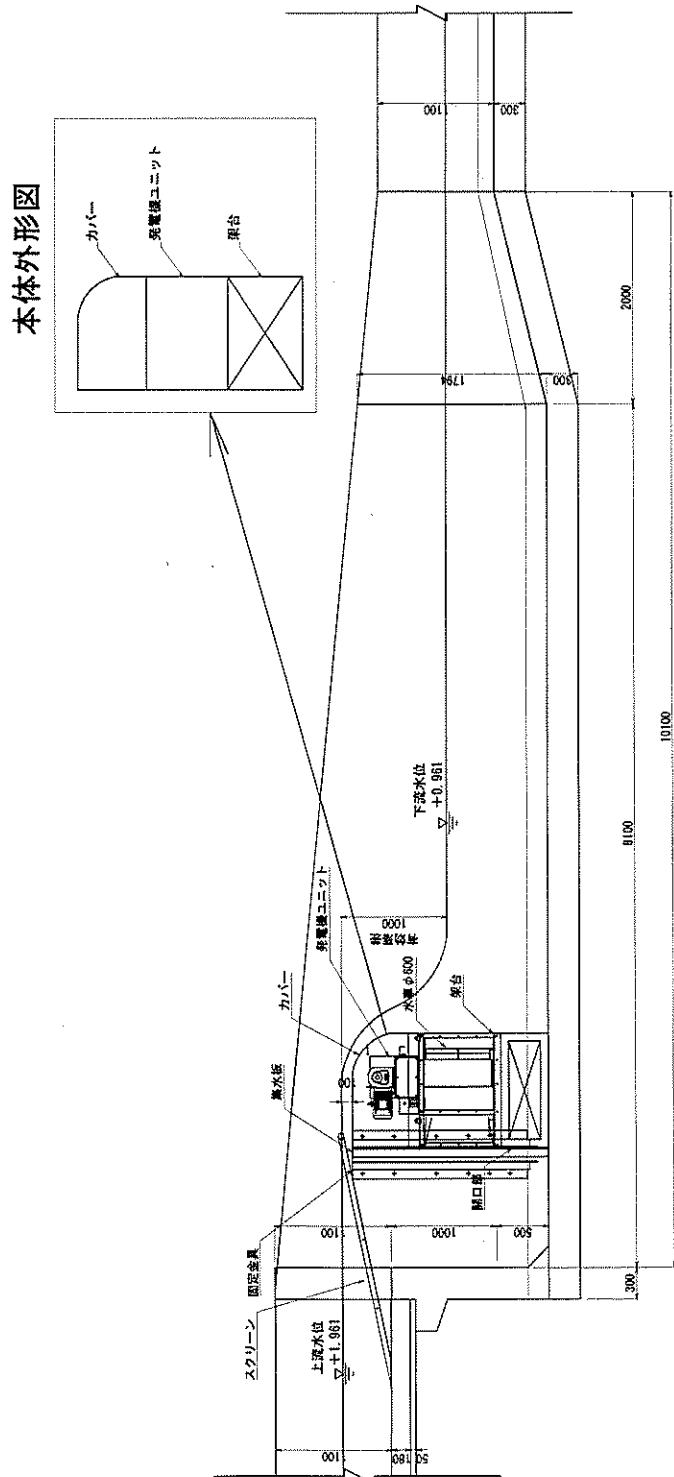
第三角法 ISOMETRIC PROJECTION	承認 APPROVED BY	検図 CHECKED BY	名 称 TITLE
尺 度 SCALE 1:50	実 務 実 務 八 島	製 図 製 図 八 島	栃木県那須原市
単 位 UNITS mm	設 計 設 計 S. S	製 図 製 図 後 藤	黒磯用水路 K2落差工用 水車
株 式 会 社 中 川 水 力 NAKAGAWA WATER POWER CO., LTD.	備 考 備 考 簡易除塵付クロスフロー水車構造図		図面番号 DWG. NO NWP7494

黒磯用水路設置図 (黒磯用水K5 発電所) S=1:50

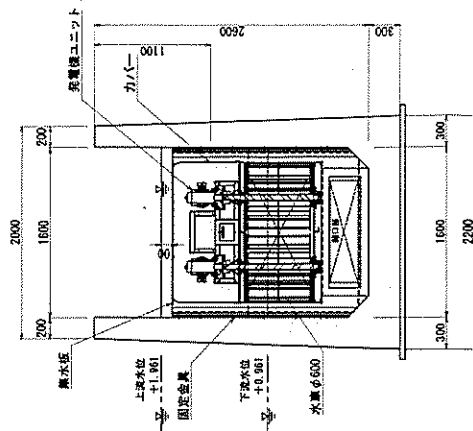
平面図



縦断面図



正面図



NO. K-2

地点名: 黒磯用水路(K-2)

落差確保可能地点写真



下流側の状況



落差工の状況



上流側の状況

工事中道路写真



下流方向の状況
(B=5.5m)



上流方向の状況
(B=5.5m)

電柱写真



近傍の電柱全景



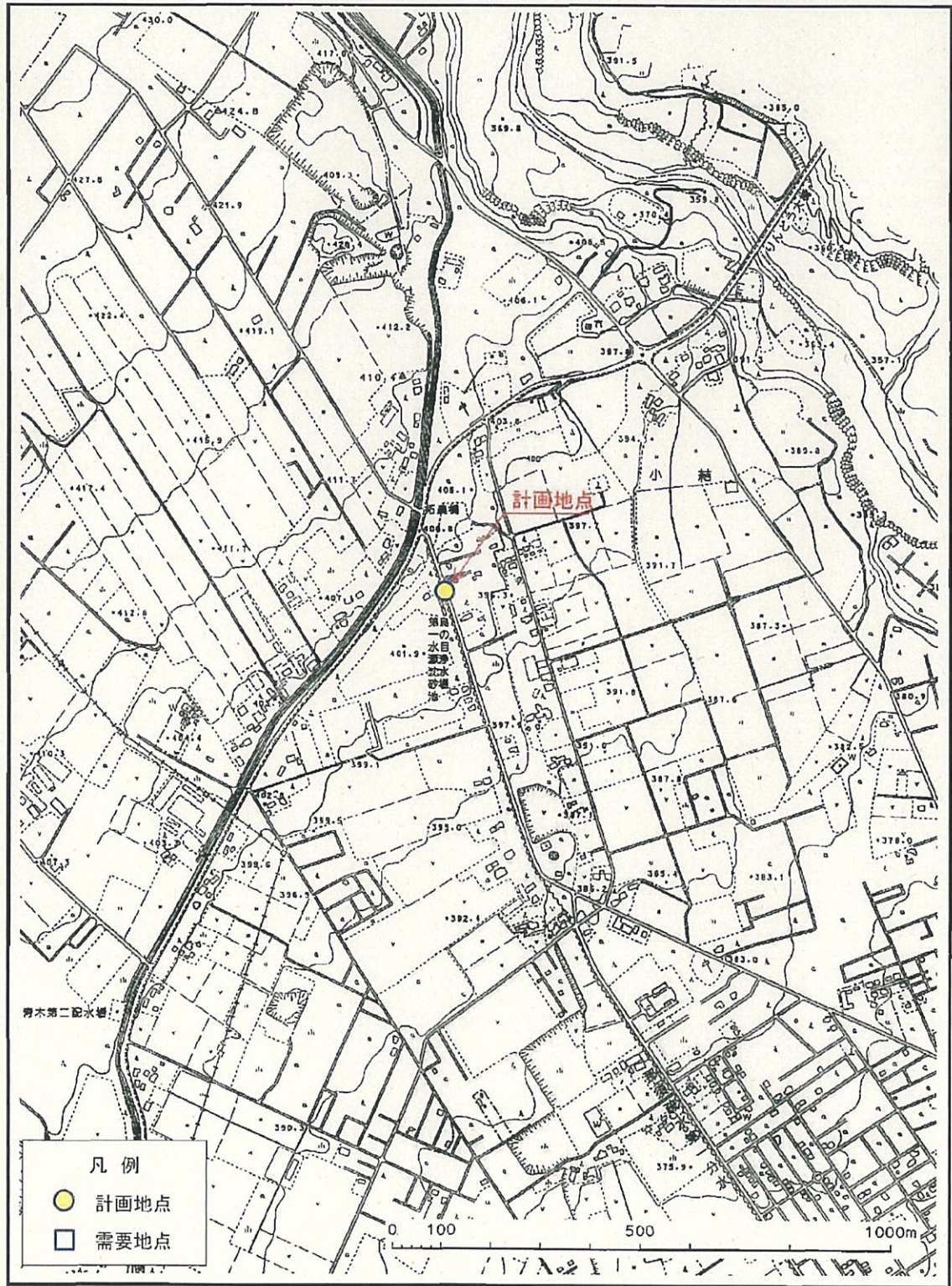
近傍の電柱近景

周辺写真



右岸側にある鳥野目浄水場

地点位置図



この地図は、
那須塩原市地形図より

NO. K-5

地点名: 黒磯用水路(K-5)

落差確保可能地点写真



下流側の状況



上流側の状況

工事用道路写真



下流方向の状況
(B=5.5m)



上流方向の状況
(B=5.5m)

電柱写真



近傍の電柱全景



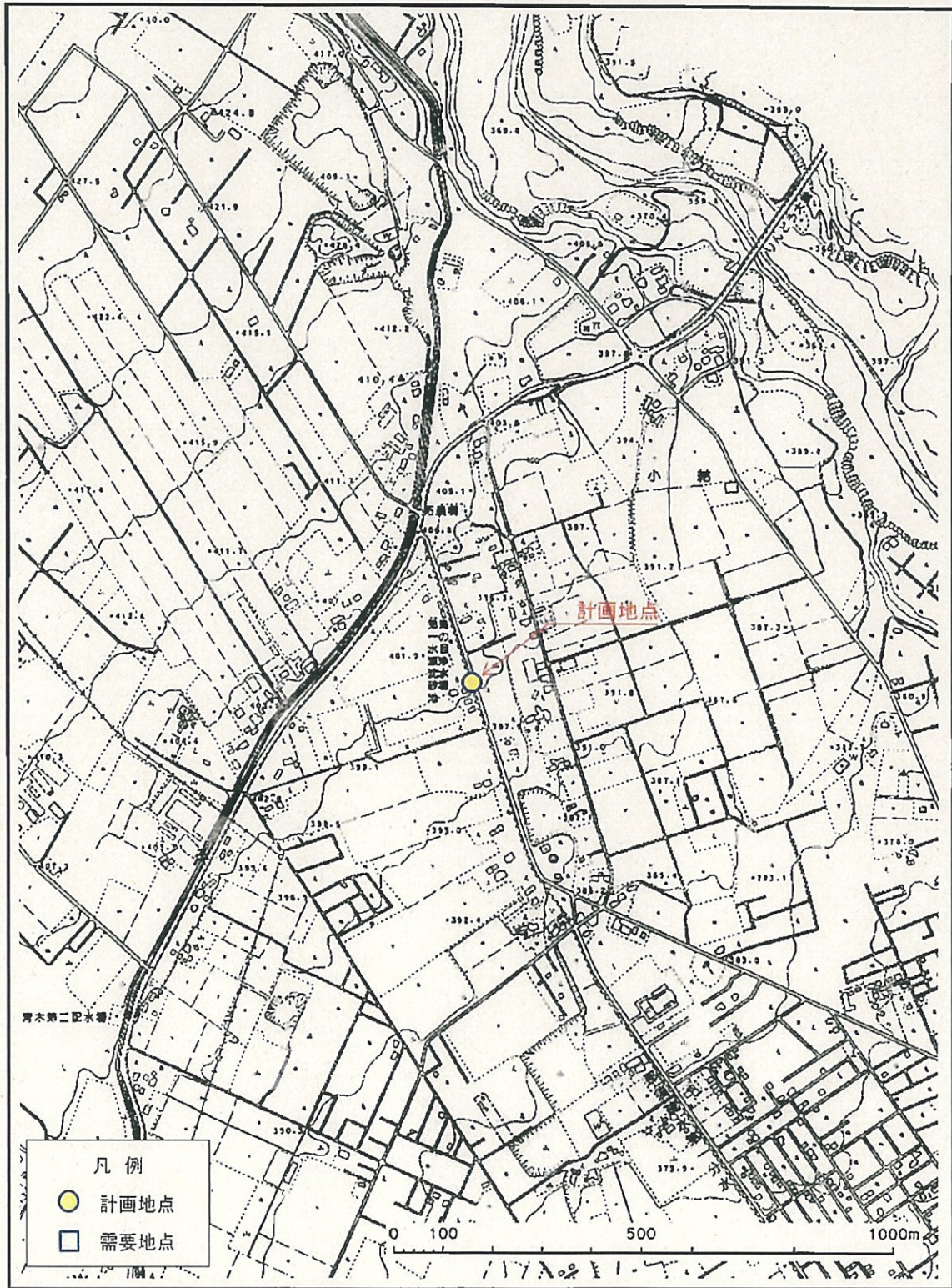
近傍の電柱近景

周辺写真



下流右岸側にある民家

地点位置図



この地図は、
那須塩原市地形図より

別紙2-5

○工事の工程表

「黒磯用水 K2 発電所」、「黒磯用水 K5 発電所」共通

項目	平成24年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
実施設計 (水車・制御盤設計) (水車製作) (制御盤製作)							→					
基礎工事									→			
据付工事										→		
完成検査												▶

運転開始

別紙 3

地域協議会の概要

○構成員

- ・ 栃木県
- ・ 野村証券株式会社宇都宮支店
- ・ 野村アグリプランニング&アドバイザー株式会社
- ・ 株式会社スマートエナジー
- ・ 那須野ヶ原土地改良区連合
- ・ 鬼怒川中部土地改良区連合
- ・ 鬼怒中央土地改良区連合
- ・ 那須塩原市
- ・ 塩谷町
- ・ 宇都宮市
- ・ 財団法人栃木県経済同友会
- ・ 株式会社足利銀行
- ・ 国土交通省関東地方整備局
- ・ 東京電力株式会社栃木支店

○協議の内容

- (1) 総合特区の進捗状況について
- (2) 今後のスケジュールについて
- (3) 小水力発電事業に向けた調査等について
 - ① 適地調査について（小水力等農村地域資源利活用促進事業）
 - ② 実証事業について（小水力発電導入促進モデル事業）
- (4) 規制の特例措置の活用について
- (5) 総合特区計画認定申請について
- (6) その他

○都道府県知事の意見

「地域活性化に向けた先駆的ビジネスモデルによる小水力発電事業」で使用する発電用水は、既に河川法第 23 条の水利使用許可を受けているかんがい用水に完全従属するものである。また、「栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区推進協議会」には国土交通省及び水利施設を管理している那須野ヶ原土地改良区連合が構成団体となっていることから、当該発電事業において、治水上、利水上及び河川環境上支障がなく、河川行政の運用に影響が生じないことを確認することが可能である。

また、水利使用の許可を受けているかんがい用水の水力エネルギーを有効に活用するものであり、水量の減少もないことから、水利使用に与える影響はほとんど無いと考えられる。

以上のことから、「地域活性化に向けた先駆的ビジネスモデルによる小水力発電事業」で実施する小水力発電は、総合特別区域基本方針別表 2 の同意の要件を満たしていると考えられることから、規制の特例措置の活用を盛り込んだ総合特別区域計画の認定申請を行いたい。

水利使用規則については、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある
情報を含むことから、非公表といたします。